

生徒・保護者のみなさんへ

## 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

11月10日（水）に秋田県横手市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの疑いのある例が見つかったことから、島根県から次のような内容の連絡が来ました（一部変更）。鳥や動物等の扱いについては十分気をつけてください。

---

### 1. 一般的な感染予防対策の徹底

手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底すること。

### 2 野鳥・家きん・飼育動物等への対応について

- (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- (5) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

### 鳥や動物を飼育している場合について

- (6) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

### 3 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

以上